

と必要な関係を決める。

2. 活動の性質、使われている労働者数及び危険要因に関して特定された初期救急設備の最低限の特徴、担当者の資格及びその教育は、国・州及びトレント・ボルツァーノ自治県閲常設会議の意見を得た実行令である、2003年7月15日付け省令第388号とその後の省令によって特定される。
3. 2003年7月15日付け省令とその後の改正の鉄道分野における適用の様式は、国・州及びトレント・ボルツァーノ自治県閲常設会議の意見を得て、省令で規定される。

第46条

防火

1. 防火は、国の領域で共通の適用基準に従って、生活の安全、人々の安全、財及び環境の保護という目的を達成するために管理された、専ら国が管轄する公的関心の高い任務である。
2. 本立法令に属する作業場では、火事を予防し労働者の安全を保護するために適した措置が講じられなくてはならない。
3. 2006年3月8日付け立法令第139号及び本立法令の防火に関する規定の規定は有効なまま、内務大臣、労働・社会保障大臣は危険要因に関して以下のように規定される1ないし複数の規定を採用する。
 - a) 以下を特定するのに適した管理基準
 - 1) 火災発生を避け、火災が確認された場合はその結果を抑制するための措置
 - 2) 予防に関する訓練措置
 - 3) 施設及び防火設備の点検とメンテナンス方法
 - 4) 緊急時の管理のための基準
 - b) 担当者の資格と教育を含む、火災予防保護部の特徴
4. 第3項の命令実施まで、防火安全及び1998年3月10日付け内務大臣令の作業場における緊急時の管理に関する一般基準が適用され続ける。
5. 作業場における防火安全水準を改善するために、2006年3月8日付け立法令第139号第14条2項h)に従って、州の消防本部に、特定の補助活動を企業に実施するための専門家集団が内務大臣令で設立される。同令は補助活動遂行のための手続きを含む。
6. 前項の原則に関して、訓練活動及び点検活動について防火に関する本立法令に含まれる各規定は、2006年3月8日付け立法令第139号第1条、第2条の消防・公共救急・市民防衛局の中央及び地区の機関に関連していなくてはならない。第13条の各管轄は有効なままとする。

7. 本条の点検任務を遂行することによって派生する主たる資金は、作業場の防火安全水準の改善のために国の消防隊に従う。

第 IV 節

刑罰規定

第 I 款

罰則

第 55 条

使用者及び管理者に対する罰則

1. 以下を行う使用者は、4 ヶ月から 8 ヶ月の拘留または 5,000 から 15,000 ユーロの罰金によって罰せられる。
 - a) 第 17 条 1 項 a) の危険評価及び文書の作成を行わない、または第 28 条 a)、b)、d) 及び f) の要素がない状態で文書を作成し、第 18 条 1 項 q) 及び z) の前半部分の規定に背いている。
 - b) 第 34 条によって規定された場合は除いて、第 17 条 1 項 b) に従って予防保護責任者の指名を行わない。
2. 第 1 項 a) で規定された場合に、違反が以下で行われた場合は 6 ヶ月から 1 年 6 ヶ月の拘留が適用される。
 - a) 第 31 条 6 項 a)、b)、c)、d) 及び f) の企業
 - b) 第 268 条 1 項 c) 及び d) の生物学的危険、爆発性雰囲気による危険、発癌性の危険及び突然変異を誘発する危険、アミアンタスのメンテナンス・撤去・処理活動による危険に労働者をばく露させる活動を実施する企業
 - c) 複数企業の存在を特徴とし、第 IV 章によって規制された作業で、作業の推定評価が 200 人／日未満でない活動
3. 第 29 条 1、2 及び 3 項の様式に従って第 17 条 1 項 a) の文書を作成しない使用者及び危険評価の文書に第 28 条 2 項 c) 及び e) の指示が 1 ないし複数欠けている場合は、3,000 から 9,000 ユーロの罰金によって罰せられる。
4. 使用者及び管理者は以下のように罰せられる。
 - a) 第 18 条 1 項 b)、e)、g)、i)、m)、n)、o) 及び p)、第 34 条 3 項、第 36 条 1、2 及び 3 項、第 43 条 1 項 a)、b) 及び c) の違反に対して 2 ヶ月から 4 ヶ月の拘留または 800 から 3,000 ユーロの罰金。
 - b) 第 18 条 1 項 d)、h)、v) 及び 2 項、第 26 条 1 項 b)、第 43 条 1 項 d) 及び e)、第 45 条 1 項、第 46 条 2 項の違反に対して 3 ヶ月から 6 ヶ月の拘留または 2,000 から 5,000 ユーロの罰金。

- c) 第 18 条 1 項 c) の違反に対して 3 ヶ月から 6 ヶ月の拘留または 2,000 から 5,000 ユーロの罰金。第 2 項によって規定された場合には、4 ヶ月から 8 ヶ月の拘留が適用される。
 - d) 第 26 条 1 項及び 2 項 a) と b)、第 34 条 1 項及び 2 項の違反に対して 4 ヶ月から 8 ヶ月の拘留または 1,500 から 6,000 ユーロの罰金。
 - e) 第 18 条 1 項 l) 及び第 43 条 4 項の違反に対して 4 ヶ月から 8 ヶ月の拘留または 2,000 から 4,000 ユーロの罰金。
 - f) 第 18 条 1 項 a) の指名を行わなかったことに対して、3 ヶ月から 6 ヶ月の拘留または 3,000 から 10,000 ユーロの罰金。
 - g) 第 18 条 1 項 bb) の違反に対して 1,500 から 4,500 ユーロの過料。
 - h) 第 18 条 1 項 u)、第 29 条 4 項及び第 35 条 2 項の違反に対して 2,500 から 10,000 ユーロの過料。
 - i) 3 日を越えない事故に関する第 18 条 1 項 r) の違反に対して 2,500 から 7,500 ユーロの過料。
 - j) 1 日を越えない事故に関する第 18 条 1 項 r) の違反に対して 1,000 から 3,000 ユーロの過料。
 - m) 第 26 条 8 項の違反の場合、労働者 1 名当たり 100 から 500 ユーロの過料。
 - n) 第 18 条 1 項 s) の違反の場合、1,000 から 3,000 ユーロの過料。
 - o) 第 18 条 1 項 aa) の違反の場合、500 ユーロの過料。
5. 第 4 項 i) の罰則適用は、1965 年 6 月 30 日付け共和国大統領令第 1124 号の労災・職業病強制加入保険のための法規集第 53 条の違反に対する罰則の適用を除く。

第 56 条

指導者に対する罰則

1. 指導者は、以下のように、第 19 条の一般義務の遵守が義務づけられる活動の限度内で罰せられる。
 - a) 第 19 条 1 項 a)、e) 及び f) の違反に対して 1 ヶ月から 3 ヶ月の拘留または 500 から 2,000 ユーロの罰金。
 - b) 第 19 条 1 項 b)、c) 及び d) の違反に対して 1 ヶ月未満の拘留または 300 から 900 ユーロの罰金。
 - c) 第 19 条 1 項 g) の違反に対して 300 から 900 ユーロの罰金。

第 57 条

計画立案者、製造業者、納入業者及び設置者に対する罰則

1. 第 22 条の規定に違反する計画立案者は、1 ヶ月未満の拘留または 600 から 2,000 ユーロの罰金で罰せられる。
2. 第 23 条の規定に違反する製造業者及び納入業者は、4 ヶ月から 8 ヶ月の拘留または 15,000 から 45,000 ユーロの罰金で罰せられる。
3. 第 24 条の規定に違反する設置者は、3 ヶ月未満の拘留または 1,000 から 3,000 ユーロの罰金で罰せられる。

第 58 条

専門医に対する罰則

1. 専門医は以下のように罰せられる。
 - a) 第 25 条 1 項 d)、e) 及び f) の違反に対して 1 ヶ月未満の拘留または 500 から 2,500 ユーロの罰金。
 - b) 第 25 条 1 項 b)、c) 及び g) の違反に対して 2 ヶ月未満の拘留または 1,000 から 4,500 ユーロの罰金。
 - c) 第 25 条 1 項 l) の違反に対して 3 ヶ月未満の拘留または 1,000 から 5,000 ユーロの罰金。
 - d) 第 25 条 1 項 h)、i)、m) 及び第 41 条 5 項の違反に対して 1,000 から 3,000 ユーロの過料。
 - e) 第 40 条 1 項の違反に対して 2,500 から 10,500 ユーロの過料。

第 59 条

労働者に対する罰則

1. 労働者は以下のように罰せられる。
 - a) 第 20 条 2 項 b)、c)、d)、e)、f)、g)、h) 及び i) の違反に対して 1 ヶ月未満の拘留または 200 から 600 ユーロの罰金。
 - b) 第 20 条 3 項の違反に対して 50 から 300 ユーロの過料。同罰則は、同規定の独立労働者に適用される。

第 60 条

家族経営企業の構成員、独立労働者、小事業主 及び農業分野で単純作業を行う会社の社員に対する罰則

1. 第 21 条の主体は以下のように罰せられる。
 - a) 第 21 条 1 項 a) 及び b) の違反に対して 300 から 2,000 ヨーロの過料。
 - b) 第 21 条 1 項 c) の違反に対して 50 から 300 ヨーロの過料。

第 II 款

刑事裁判に関する規定

第 61 条

被害者の権利行使

1. 過失致死または傷害に対する刑事訴訟実施の場合、事実が労災予防または職場の衛生に関する規律の違反で犯された、または職業病の発生を引き起こしたのなら、検察官は、必要がある場合は民事手続き及び償還請求訴訟のために、それぞれの管轄に関連して INAIL 及び IPSEMA に即時に通知する。
2. 労働組合及び労災被害者家族会は、労災予防または職場の衛生に関する規律の違反で犯された犯罪、または職業病の発生を引き起こした犯罪に関して刑事訴訟法第 91 条及び第 92 条の被害者の権利及び権限を行使する権限を有する。

第 II 章

作業場

第 I 節

一般規定

第 62 条

定義

1. 第 I 章の規定は有効なままで、本章の適用のためだけに作業場として以下を意味する。
 - a) 企業または生産ユニット内に配置された、労働の場を与えるための場所及び自身の労働の範囲内で労働者がアクセスできる企業または生産ユニットに所属するその他の場所
 - b) 畑、森林及び農業または林業企業に属するその他の土地

2. 本章の規定は以下には適用されない。

- a) 移動手段
- b) 仮設または移動型の建設現場
- c) 採掘場
- d) 漁船

第 63 条

安全衛生条件

1. 作業場は添付 IV に示される条件に一致していなくてはならない。
2. 作業場は、場合によっては障害のある労働者を考慮して構築されなければならない。
3. 第 2 項の義務は、特に障害のある労働者が直接利用するドア、通路、階段、シャワールーム、トイレ及び職場に対して効力がある。
4. 第 2 項の規定は、1993 年 1 月 1 日より前に既に使用されている作業場には適用されない。いずれにせよ、移動及び職員の安全衛生に関わる施設の利用に適した措置が講じられなくてはならない。
5. 第 1 項の遂行に都市計画または建築上の拘束が存在する場合、使用者は、予め安全のための労働者代表に助言を求め、領域を管轄する監督機関の認可を事前に受けた上で、同等の安全水準を約束する代替措置を講じる。
6. 畑、森林及び農業または林業企業に属するその他の土地に関する安全衛生条件は、添付 IV の第 7 点に明示される。

第 64 条

使用者の義務

1. 使用者は、以下のように措置を講じる。
 - a) 作業場は第 63 条 1、2 及び 3 項の条件に一致する。
 - b) 内部通路または出口または非常出口につながる屋外への通路及び非常出口が、万一の場合に利用できるよう障害物がない。
 - c) 作業場、施設及び機具が技術的な定期メンテナンスに委ねられ、できるだけ早く、労働者の安全衛生を危険にさらす欠陥が除去される。
 - d) 適した衛生条件を保証するために、作業場、施設及び機具が定期的な清掃に委ねられる。

- e) 危険物の予防または除去に充てられる施設及び安全具が定期的なメンテナンス及び機能点検に委ねられる。

第 65 条

地下または半地下の空間

1. 地下または半地下の閉鎖空間を労働に使うことは禁止される。
2. 第 1 項の規定の例外として、特別な技術上の必要性がある場合、地下または半地下の閉鎖空間を労働に使うことができる。その場合、使用者は換気、照明、微気候について適した条件を保証するよう対策を講じる。
3. 監督機関は、有害因子の放出を引き起こさない場合、本立法令の規律が遵守され、第 2 項の条件を保証するために対策が講じられるのであれば、技術上の必要性がないその他の作業のためにも地下または半地下の閉鎖空間の使用を認めることができる。

第 66 条

汚染の疑いがある環境での労働

1. 労働者の生命及び肉体の完全性に危険がないことが事前に確認されたり、または換気やその他の適した手段によって大気の浄化が事前になされたりせずに、汚水だめ、下水道、煙突、窪地、トンネル及び有害ガスが発生する可能性のある一般的な環境、排水溝、配管、ボイラ一及び同様のものに、労働者がアクセスするのを認めるることは禁止される。

第 67 条

領域を管轄する監督機関への通知

1. 工業作業を使う建物または空間の建設及び形成、そしてまた既に存在している建物または空間の拡大及び再建は、関連の規定を遵守して実施され、領域を管轄する監督機関に通知されなくてはならない。
2. 第 1 項の通知は、評価で考慮される側面及び以下に関する側面を示さなくてはならない。
 - a) 作業対象及び作業実施の主たる様式についての詳細
 - b) 空間及び施設の詳細な特徴

領域を監督する機関は、さらなるデータを求め、通知されたデータに関して訂正を命じることができる。
3. 本条の通知は、3 人以上の労働者の存在が予想される作業場に適用される。

4. 本条の通知は第 53 条 5 項の除外及び簡素化のために有効である。

第 III 章

作業用具および個人保護具の利用

第 II 節

個人保護具の利用

第 74 条

定義

1. 個人保護具（以下、DPI）とは、労働中の安全衛生を脅かす 1 ないし複数の危険から労働者を守るために労働者が着用・装備するあらゆる用具及び補充物または付属品を意味する。
2. 以下は DPI を成立させない。
 - a) 特に労働者の安全衛生を守るために使われない通常の作業着及び制服
 - b) 救急及び救助用具
 - c) 軍隊、警察及び公的秩序の維持に従事する職員の個人保護用具
 - d) 道路移動手段の自身の個人保護用具
 - e) 特にスポーツを目的とし、労働活動を目的とせずに利用される時のスポーツ用具
 - f) 自衛または制止用の器具
 - g) 危険及び有害要因を特定し知らせるための携帯機器

第 75 条

使用義務

1. DPI は、予防の技術的措置、集団保護手段、労働再編の措置、方法または進行で危険を避けることができない、または十分に縮小することができない時に、使用されなくてはならない。

第 76 条

DPI の条件

1. DPI は 1992 年 12 月 4 日付け立法令第 475 号とその後の改正の規律に一致していなければならない。

2. 第 1 項の DPI は、さらに、以下のようにでなければならない。
 - a) DPI 自体がより大きな危険をもたらすことなく、予防すべき危険に適している。
 - b) 作業場に存在する条件に適している。
 - c) 労働者の人間工学的必要性または健康を考慮している。
 - d) 必要に応じて使用者に適合させられる。
3. 複数の DPI の同時使用を求める複合危険の場合、それぞれの DPI が互いに両立可能で、同時使用であっても、対応する危険に対してその効果を維持できなくてはならない。

第 77 条

使用者の義務

1. DPI の選択のために使用者は、
 - a) その他の手段で避けることができない危険の分析と評価を実施する。
 - b) DPI によって表される危険源があるならその危険源を考慮しながら、a) の危険に DPI が適するように DPI に必要な特徴を特定する。
 - c) DPI の製造業者が提供する情報及び使用規律を元に、市場に出回っている DPI の特徴を確認し、b) で特定された特徴と比較する。
 - d) 評価要素に重要な変化がある度に選択を適応させる。
2. 使用者は、製造業者が提供する使用規律も元にして、DPI が使われるべき状況、特に以下について使用期間を特定する。
 - a) 危険の重大さ
 - b) 危険にばく露される頻度
 - c) 各労働者の職場の特徴
 - d) DPI の性能
3. 使用者は、第 79 条 2 項の指示を元に、第 76 条によって規定される条件に一致した DPI を労働者に提供する。
4. 使用者は、
 - a) DPI を機能するように維持し、必要なメンテナンス、修理及び交換を通じ、製造業者が提供する指示に従って DPI の衛生条件を保証する。
 - b) 特定の場合や例外を除いて、DPI が製造業者の情報に一致して規定された使用のために

のみ使われるよう対策を講じる。

- c) 労働者に理解できる指示を提供する。
 - d) 各 DPI を個人利用に充て、状況が複数の人による DPI の共同利用を求める場合、そうした使用が複数の利用者に健康衛生上の問題を引き起こさないよう適した措置をとる。
 - e) DPI が保護する危険について予め労働者に伝える。
 - f) 各 DPI について適した情報を企業または生産ユニット内で自由に利用できるようにする。
 - g) 使用後、DPI の返却及び保管のために行うべき企業の手続きを決定する。
 - h) 適した教育を保証し、必要があれば DPI の適正な使用及び実際的な利用について特定の訓練を実施する。
5. いずれにせよ、以下に関する訓練は必要である。
- a) 1992 年 12 月 4 日付け立法令第 475 号に従って、第 3 カテゴリーに属する各 DPI。
 - b) 聴覚保護具

第 78 条

労働者の義務

- 1. 第 20 条 2 項 h) の規定に従って、労働者は第 77 条 4 項 h) 及び 5 項に従って必要とみなされる場合に、使用者が組織する教育・訓練プログラムを受ける。
- 2. 第 20 条 2 項 d) の規定に従って、労働者は受けた情報と教育、場合によっては組織され実施された訓練に一致して、自由に使える DPI を利用する。
- 3. 労働者は、
 - a) 自身が自由に使える DPI の手入れを行う。
 - b) 率先して手直しを行わない。
- 4. 利用後、労働者は DPI 返却に関する企業の手続きに従う。
- 5. 労働者は、自身が自由に使える DPI に確認された欠陥または不便はどのようなものであれ、使用者または管理者あるいは指導者にすぐに伝える。

第 79 条

特定と利用の基準

1. 添付 VIII の内容は、第 77 条 1 項と第 4 項の規定適用のための基準要素となる。

2. 経済発展大臣と協議し、第6条の常任諮詢委員会の意見を聞いた上で、労働・社会保障大臣令で、性質、活動、特定の要因を考慮し、以下が示される。
 - a) DPIの特定と利用の基準
 - b) 団体保護措置の優先権は有効なままで、DPIの利用を必要とする状況及び状態

第 III 節

電気による設備と機材

第 80 条

雇用者の義務

1. 雇用者は、労働者のために準備された電気の素材、機材、設備が、電気関連のあらゆる危険、特に以下から発するものから労働者を保護する形で設計、組み立て、設置、使用、管理されるよう、必要な措置をとる。
 - a) 直接的電気接触
 - b) 間接的電気接触
 - c) 危険性のある過温度、電弧、放射による火災とやけどの誘因と広がり
 - d) 爆発誘因
 - e) 直接的及び間接的落雷
 - f) 過電圧
 - g) 理的に予測可能なその他の故障状態
2. かかる目的で、雇用者は以下の点を考慮し、第1項による危険の評価を行う。
 - a) 場合により起こりうる干渉を含む、労働の条件と具体的な特徴
 - b) 労働環境における危険
 - c) 予想しうるあらゆる条件
3. 電気危険の評価に続き、雇用者は、存在する危険の削除もしくは最低減に抑えるため、労働安全実行にあたり必要な集団及び個人保護の方法を特定するため、また第1項の措置の採用により達した安全レベルの持続性の保証に適した使用の手順と管理を整えるために必要な技術的及び組織的措置をとる。

第 81 条

安全の必要条件

1. 全ての素材、機械設備、機材、据付備品、電機・電子設備は、規則に従い企画され、実現され、組み立てられなければならない。

2. 製品に関する欧州連合の指導を踏まえた立法的及び規則的命令は不変のまま、素材、機械設備、機材、据付備品、前項による設備は、添付 IX 記載の優れた技術規定に従って実現されている場合、規則に従って組み立てられたとみなされる。
3. 使用手順と管理は、現行立法令、製品の具体的な指示のある機材使用・管理の手引書の記載、また添付 IX 記載の優れた技術規定にて明示されているものを考慮して整えられていなければならない。

第 82 条

加圧下での労働

1. 加圧下での労働は禁止されている。しかしながらそのような労働は、最良の科学と経験に基づく技術状況により定められる安全のもとで作業される場合、また以下の条件に従い行われる場合には認められる。
 - a) 採用された手順と使用機材が優れた技術規定により定められる基準に則っている。
 - b) 交流 1000 ボルト、直流 1500 ボルトを超えない電圧に関して
 - 1) 加圧部での労働の実行は、関連の技術規定に従い、当活動に対し雇用者より適性が認められている労働者に委任されなければならない。
 - 2) 採用された手順と使用機材が、優れた技術規定により定められる基準に則っている。
 - c) 交流 1000 ボルト、直流 1500 ボルトを超える電圧に関して
 - 1) 加圧部での労働は、労働・社会保障省の管轄部局の特殊な措置により、加圧下での作業が認可されている企業により実行される。
 - 2) 加圧部での労働の実行は、関連の技術的規則に準ずる当活動への適性があり、雇用者より資格が与えられている労働者に委任される。
 - 3) 採用された手順と使用機材が優れた技術規定により定められる基準に則っている。
2. 本立法令が効力を発する期日から 12 ヶ月以内に採用されるべき労働・社会保障省令により、第 1 項 c) 第 1) による認可付与のための基準が定められる。
3. 現行の立法令に従い既に認可されている企業は、第 2 項による公認を得る権利がある。

第 83 条

活動部近接労働

1. 結果的危険からの労働者保護に適切な組織または手続きに関する規定が採用される場合を除き、電線、及び保護されていない、もしくは特殊な事情により十分保護されていないと判断されなければならない活動部のある電気設備への、添付 IX 表 1 による限度以下の距離での近接労働

は、実行することができない。

2. 第 1 項の目的で、優れた技術の関連規則に含まれる規定は適切とみなされる。

第 84 条

雷保護

1. 雇用者は、優れた技術規定により実現された保護方法により、建物、設備、施設、備品が雷の影響から守られるよう対策を講じる。

第 85 条

建物、設備、施設、機材の保護

1. 雇用者は、ガス、蒸気、霧、引火性粉末の存在や発生のため、もしくは爆発性物質の製造、調合、保管の場合の、潜在的爆発性環境の電気による誘因が引き起こす危険から建物、設備、施設、機材が守られるよう整える。
2. 第 1 項の保護は、本立法令の規定及び添付 IX による優れた技術関連の規定を利用し実現される。

第 86 条

検査

1. 2001 年 10 月 22 日付け共和国大統領令第 462 号の規定は不变のまま、雇用者は、電機設備及び雷からの保護設備が、優れた技術規定の指示または現行の規則に従い、安全目的で維持と能率状態を検証するために、定期的に点検されるよう対策を講じる。
2. 労働・社会保障省及び保健省の令により、現行の規定に基づき、第 1 項の検証の実施のための方法と基準が定められる。
3. 第 1 項の点検の結果は、調書に記載され、監視機関の自由利用となる。

第 87 条

雇用者への罰則

1. 雇用者は以下の違反に関し、3 ヶ月から 6 ヶ月の拘留もしくは 2,000 ユーロから 10,000 ユーロの罰金により罰せられる。
 - a) 第 70 条第 1 項及び第 70 条第 2 項、添付 V 第 II 部 3.2.1、5.6.1、5.6.6、5.6.7、5.9.1、5.9.2、

5.13.8、5.13.9。

- b) 第 71 条第 1、2、4、7、8 項。
- c) 第 82 条第 1 項、第 83 条第 1 項、第 85 条第 1 項

2. 雇用者は以下の違反に関し、2 ヶ月から 4 ヶ月の拘留もしくは 1,000 ユーロから 4,000 ユーロの罰金により罰せられる。

- a) 第 70 条第 2 項、添付 V 第 II 部 2.10、3.1.8、3.1.11、3.3.1、5.1.3、5.1.4、5.5.3、5.5.8、5.7.1、5.7.3、5.12.1、5.15.2、5.16.2、5.16.4
- b) 第 71 条第 3 項、添付 VI 2.6、2.11、3.1.3、3.1.4、3.1.5、3.1.6、3.1.7、3.2.1

3. 雇用者は以下の違反に関し、750 ユーロから 2,500 ユーロの過料により罰せられる。

- a) 第 70 条第 2 項、添付 V 第 II 部及び添付 VI の a)、b) にて示されている以外の点
- b) 第 71 条第 6、9、11 項
- c) 第 72 条第 1、2 項
- d) 第 86 条第 3 項

第 V 章

職場の安全衛生標識

第 I 節

一般規定

第 161 条

適用範囲

1. 本章は作業場における安全衛生標識に関する規定を定める。
2. 本法令の規定は、道路・鉄道・河川・海上・航空交通を規制するために使用される標識には適用されない。

第 162 条

定義

1. 本章の目的として、以下を意味する。
 - a) 作業場における安全衛生標識（以下、「安全標識」とする）とは、ある目的や一定の活動または状況に関連して、職場における安全または衛生に関する指示または規定を提供し、場合に応じて、掲示、色、光または音による信号、言葉による伝達またはジェスチャーによる合図を利用する標識。
 - b) 禁止の標識：危険を冒したり危険の原因となりうる行動を禁止する標識
 - c) 警告の標識：危険または危険物を警告する標識
 - d) 規定の標識：所定の行動を規定する標識
 - e) 救助または救急の標識：非常口または救助や救急の手段に関する指示を提供する標識
 - f) 情報の標識：b) から e) までに規定された指示とは異なる指示を提供する標識
 - g) 掲示：幾何学的形、色、シンボルやピトグラフの組み合わせによって、所定の指示を提供する標識で、その可視性は十分な光度によって保証される。
 - h) 補足の掲示：g) で示された類型の掲示と共に使われ、補助的な指示を提供する掲示
 - i) 安全カラー：所定の意味を与えられた色
 - j) シンボルまたはピトグラム：ある状況を表したり所定の行動を規定するイメージで、掲示または発光表面上に使われる
 - m) 発光標識：透明または半透明の素材で作られた装置から発せられ、発光表面のように標

識自体を目立たせるように内部または後部から照らされる標識

- n) 音信号：人の声または音声合成を使用せずに、装置から発せられ広められる、音による符号
- o) 言葉による伝達：人の声または音声合成を使った、予め決められた言葉のメッセージ
- p) ジェスチャーによる合図：労働者に対する危険または危険物をもたらす操作を実施する者を誘導するための、取り決められた形による腕または手の動きあるいは位置

第 163 条

使用者の義務

1. 第 28 条に沿って実施された評価によっても、労働組織の措置、方法またはシステムあるいは集団保護手段で避けることができない、または十分に抑制することができない危険がある時、使用者は添付 XXIV から XXXII の規定に従って安全標識を使用する。
2. 添付 XXIV から XXXII で考慮されていない危険に関する指示を安全標識によって提供する必要がある場合、使用者は、技術規律も参考にして、労働の特殊性、経験及び技術に従って必要な措置を講じる。
3. 使用者は、企業または生産ユニット内の交通を規制するために、場合によっては、添付 XXVIII の規定は除いて、道路・鉄道・河川・海上・航空交通に関する現行の法律によって規定された標識を使用する。

第 164 条

情報・教育

1. 使用者は以下のように対策を講じる。
 - a) 安全のための労働者代表及び労働者が企業または生産ユニット内で使われている安全標識に関して講じるべき全ての措置を知らされる。
 - b) 安全標識がジェスチャーまたは言葉の使用、そしてまたとるべき一般的行動及び特定の行動を伴う時、特に安全標識の意味を主題とした教育を労働者が正確な注意書きの形で受ける。

第 II 節

罰則

第 165 条

使用者及び管理者の罰則

1. 使用者及び管理者は以下のように罰せられる。
 - a) 第 163 条及び第 164 条 1 項 b) の違反に対して 3 ヶ月から 6 ヶ月の拘留または 2,000 から 10,000 ユーロの罰金
 - b) 第 164 条 1 項 a) の違反に対して 2 ヶ月から 4 ヶ月の拘留または 1,000 から 4,500 ユーロの罰金

第 166 条

指導者の罰則

1. 指導者は、第 19 条の一般義務の遵守が義務づけられる活動の限度内で以下のように罰せられる。
 - a) 第 163 条の違反に対して 2 ヶ月未満の拘留または 400 から 1,200 ユーロの罰金
 - b) 第 164 条 1 項 a) の違反に対して 1 ヶ月未満の拘留または 150 から 600 ユーロの罰金

第 VIII 章

物理的因素

第 I 節

一般規定

第 180 条

定義と適用範囲

1. 本立法令の目的として、物理的因素とは、労働者の安全衛生に危険を引き起こしうる騒音、超音波、超低周波音、機械振動、電磁界、人工的な光学的放射、微気候、高圧雰囲気を意味する。
2. 本節の規定は有効なままで、騒音へのばく露をもたらす活動に対しては第 II 節を、振動へのばく露をもたらす活動には第 III 節、電磁界へのばく露をもたらす活動には第 IV 節、人工的な光学的放射へのばく露をもたらす活動には第 V 節が適用される。
3. 電離放射線からの労働者保護は、1995 年 3 月 17 日付け立法令第 230 号とその後の改正によってまとめて規制されている。

第 181 条

危険評価

1. 第 28 条の評価で、使用者は特に技術規律と優れた実践規律に関連して、適切な予防保護措置を特定し採択できるように物理的因素へのばく露による全ての危険を評価する。
2. 物理的因素へのばく露による危険の評価は、その分野について特定の知識を持っている予防保護部の有資格職員によって、少なくとも 4 年に 1 度、計画・実施される。危険評価は、評価を古くする可能性のある変化が確認された時、または衛生監督の結果が再検討を必要とする時に更新される。評価によって得られたデータ、ばく露レベルの測定と計算は危険評価文書の補足部分をなす。
3. 使用者は危険評価でどの予防保護措置を採択すべきか明記する。危険評価は第 28 条の評価文書に記載され、危険の性質及び重大さがより詳細な危険評価を必要としない使用者の正当な理由を含む。

第 182 条

危険の排除、または縮小をねらった規定

1. 出所で危険を管理するために技術の進歩及び措置の可用性を考慮して、物理的因素へのばく

露による危険は出所で排除されるか、最低限に縮小される。物理的因子へのばく露による危険の縮小は、本令に含まれる予防の一般原則を元にする。

2. どのような場合であっても、労働者は第 II、III、IV 及び V 節で定義されたばく露制限値を超える值にはばく露されてはならない。本節の適用で使用者がとった措置にもかかわらずばく露の数値が制限値を超える時、使用者はばく露制限値以下にするよう即座に措置を講じ、ばく露制限値を超える原因を特定し、その結果、再度超えないように予防保護措置を調整する。

第 183 条

特に敏感な労働者

1. 使用者は、妊婦及び未成年を含む危険に特に敏感なグループに属する労働者の必要に応じて第 182 条の措置を調整する。

第 184 条

労働者の情報と教育

1. 第 36 条及び第 37 条の義務の範囲内で、作業場で物理的因子による危険にはばく露される労働者と労働者代表が特に以下に関する危険評価の結果について知られ、教育を受けるように使用者は対策を講じる。
 - a) 本章の適用に採択された措置
 - b) 第 II、III、IV 及び V 節で定義された作業値及びばく露制限値の実体と意味、潜在的な結合危険
 - c) 評価の結果、各物理的因子へのばく露レベルの測定または計算
 - d) ばく露の健康への悪影響を特定し指摘する様式
 - e) 労働者が衛生監督及び衛生監督の目的に対して権利を有する状況
 - f) ばく露による危険を最低限に縮小する安全な作業過程
 - g) 適した個人保護具の正確な使用、使用における衛生上の指示及び注意

第 185 条

衛生監督

1. 物理的因子にはばく露される労働者の衛生監督は、第 41 条の一般原則に従って行われ、予防保護部を通じて使用者から伝えられた危険評価の結果を元に本章の各節で規定された様式で、